

市場拡大再算定の特例品目について

- 平成 30 年度の薬価制度の抜本改革において、2 年度目以降の予想販売額が一定額（原価計算方式で算定された品目では 100 億円以上、それ以外では 150 億円以上）を超える医薬品について、一定規模以上の市場拡大のあった場合、新薬収載の機会（年 4 回）を活用して、薬価を見直すこととされた。
- 今般、マヴィレット配合錠について、NDB データ（6 月診療分）を活用した結果、市場拡大再算定の特例の要件に該当したことから、新薬収載の機会を活用して薬価を見直すこととする。

《薬価算定組織 第 1 回平成 30 年 10 月 29 日、第 2 回平成 30 年 11 月 5 日》

No	銘柄名	成分名	会社名	規格単位	現行薬価	改定薬価	薬効分類		再算定の理由	適用日
1	マヴィレット配合錠	グレカプレビル 水和物／ピブレ ンタスビル	アッヴィ合同会 社	1 錠	24,180.20 円	18,135.20 円	内 625	抗ウイルス 剤	市場拡大再算定 の特例の要件に 該当（※1）	平成 31 年 2 月 1 日 （※2）

※1 本品は平成 29 年 11 月に薬価収載されており、収載から 10 年を経過していない。また、NDB データに基づく検討を行ったところ、年間販売額が 1,000 億円超かつ、基準年間販売額の 1.5 倍超という要件に該当すると判断した。

※2 医療機関における在庫への影響等を踏まえ、再算定薬価の適用には一定の猶予期間を設けることとする。

	成分数	品目数
内用薬	1	1
計	1	1